

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月14日

愛知県知事 殿

提出者 株式会社大紀アルミニウム工業所 新城工場  
 住 所 愛知県新城市富岡字西足柿23番地  
 氏 名 工場長 関 一則  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 0536-26-1121

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

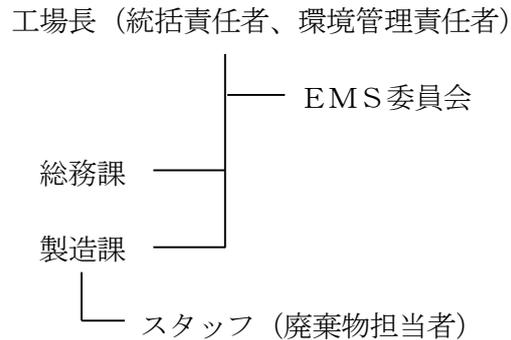
事業場の名称	(株)大紀アルミニウム工業所 新城工場
事業場の所在地	愛知県新城市富岡字西足柿23番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	23：非鉄金属製造業
② 事業の規模	製造品出荷額：378744万円
③ 従業員数	29人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>MP工場：鋳さい → 最終処分業者に委託して、埋立処分                      再生処理業者に委託して、改良土として再資源化                      廃プラスチック類 → 再生処理業者に委託して、RPF燃料として再資源化                      中間処理業者に委託して焼却後、埋立処分                      中間処理業者に委託して破碎後、埋立処分</p> <p>溶解他：ばいじん → 再生処理業者に委託して、改良土として再資源化                      廃プラスチック類 → 中間処理業者に委託して選別後、埋立処分                      木くず → 再生処理業者に委託して、燃料チップとして再資源化                      混合物 → 中間処理業者に委託して焼却後、セメント原料として再資源化                      廃油 → 中間処理業者に委託して油水分離後、助燃材として再資源化                      蛍光灯 → 再生処理業者に委託して、路盤材として再資源化                      ガラス・陶磁器くず → 再生処理業者に委託して、改良土として再資源化                      中間処理業者に委託して選別後、埋立処分</p>

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	<b>【前年度（ 5 年度）実績】 ※別紙のとおり</b>		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)  パレットを分別し、できる限り取引先へ譲渡した。 購入する材料の検収を強化し、アルミ以外の付着物が少ない物を購入することにより、混合廃棄物（廃プラ・金属くず）を売却した。		
② 計画	<b>【目標】 ※別紙のとおり</b>		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)  パレット、鋳さいをリサイクル可能な業者へ委託する。 購入する材料の検収を強化し、アルミ以外の付着物が少ない物を購入することにより、混合廃棄物の売却を継続する。		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類、木くず等はそれぞれに分別し保管している。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

<別紙>

【前年度（ 5年度）実績】

産業廃棄物の種類	鉍滓 (MP濾過滓)	ばいじん (集塵灰)	廃プラスチック類 (廃プラスチック類)	廃プラスチック類 (塩ビ管他)	廃プラスチック類 (濾布)	廃プラスチック類 (ゴム)	木くず (パレット)	混合物 (廃プラ・金属くず)
排出量	2679.920 t	23.880 t	4.360 t	3.708 t	1.415 t	0.135 t	14.510 t	4.920 t
産業廃棄物の種類	廃油 (廃油)	蛍光灯 (蛍光灯)	ガラス・陶磁器くず (耐火レンガ)	ガラス・陶磁器くず (ガラス)				
排出量	0.180 t	0.030 t	8.030 t	0.102 t				

【 6年度 目標 】

産業廃棄物の種類	鉍滓 (MP濾過滓)	ばいじん (集塵灰)	廃プラスチック類 (廃プラスチック類)	廃プラスチック類 (塩ビ管他)	廃プラスチック類 (濾布)	廃プラスチック類 (ゴム)	木くず (パレット)	混合物 (廃プラ・金属くず)
排出量	2653.12 t	23.64 t	4.32 t	3.67 t	1.40 t	0.13 t	14.36 t	4.87 t
産業廃棄物の種類	廃油 (廃油)	蛍光灯 (蛍光灯)	ガラス・陶磁器くず (耐火レンガ)	ガラス・陶磁器くず (ガラス)				
排出量	0.17 t	0.02 t	7.95 t	0.10 t				

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 実施していない			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】 ※別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減をはかる。 優良認定処理業者を選定する。 委託先処理業者には定期的に実地確認を実施する。		

② 計画	【目標】 ※別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)  現状の継続実施		
※事務処理欄			





備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。